

平成29年度第3回府中市障害者計画推進協議会会議録

■日時：平成29年10月19日（木）午前10時から正午

■場所：府中市役所北庁舎3階 第3会議室

■出席者：（敬称略）

<委員>

高木憲司、杉本豊和、高橋美佳、岩村聡子、鈴木卓郎、真鍋美一
山本博美、桑田利重、河井文、林比典子、荒畑正子

<事務局>

福祉保健部部長、障害者福祉課長、障害者福祉課長補佐
地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課主査（2名）
障害者福祉課事務職員（2名）

■傍聴者：なし

■議事：

- 1 前回会議録について
- 2 策定までのスケジュール
- 3 府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）素案について
- 4 その他

■資料：

【事前配付資料】

資料 府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）素案

【当日配付資料】

資料 1 前回会議録（案）

資料 2 府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）素案
（差し替え版）

次第

席次表

会議開催通知

議事

■事務局

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。18名中11名にご出席いただいております。本協議会の定足数を満たしておりますので、第3回府中市障害者計画推進協議会を始めさせていただきます。

(※ 資料の確認)

続きまして、本日の会議の欠席の委員についてのご報告です。下條委員、野村委員、村上委員、今野委員、古寺委員、村山委員、中坪委員が欠席でございます。本日の会議の進行につきましては、次第に記載の通り、「障害福祉計画・障害児福祉計画の素案について」を主な議題としております。どうぞよろしくお願いいたします。それでは本日、傍聴人の方はいらっしゃいませんので、ここからは会長に進行をお願いいたします。

■会長

皆さん、おはようございます。あいにくの天気ですけれども、本日は、府中市障害福祉計画・障害児福祉計画について意見のとりまとめをしていかなければいけないということですので、よろしくお願いいたします。

1 前回会議録について

■会長

それでは、議事の1番目、「前回会議録について」事務局から説明、お願いいたします。

■事務局

それでは、資料の1をご覧ください。資料1が前回会議の会議録ですが、前回会議との間が無かったもので、当日配付となってしまっています。内容をご確認いただきまして、次回、11月2日の会議までに訂正があれば事務局にご連絡いただくか、会議当日に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

■会長

時間がなかったものですから、そういう形でお願いいたします。

2 策定までのスケジュール

■会長

続きまして、議事の2番目「計画策定までのスケジュールについて」です。事務局から説明、お願いいたします。

■事務局

それでは、スケジュールについて、説明させていただきます。まず、11月2日に次回の会議があるのですが、その日の会議後に会長と副会長で市長へ答申を行います。そこで、今、皆さんに協議いただいている計画の素案を市長に提出させていただきます。その後、11月の市議会に諮りまして、パブリックコメントを実施いたします。スケジュールが詰まっております、パブリックコメント前に皆さんのご意見を反映できるのは、今日の会議が最後になりますので、ぜひご意見いただければと思います。こちらの素案の内容を10月下旬までには固めなくてはいけないので、今日、ご意見いただいて反映させたものを素案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。パブリックコメントの日程ですが、11月27日から12月26日の1か月間で行うこととなりました。障害者福祉課の窓口や、各文化センター、中央図書館、市政情報センター、市政情報公開室などに意見受付箱を設置いたしまして、市民の方からご意見いただく予定となっております。

■会長

障害者計画、障害福祉計画については議会を通した後、東京都への報告、説明等もあり、非常にタイトなスケジュールとなっておりますけれども、よろしくお願いいたします。

3 府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）素案について

■会長

それでは、議事の3番目「府中市障害福祉計画（第5期）・障害児福祉計画（第1期）素案について」です。資料2について、事務局からお願いします。

■事務局

それでは、資料の2をご覧ください。事前にお送りしているものから修正を加えたものが資料の2となっております。こちらの見方を説明させていただくと、中のページ開いていただくと赤字になっているものがあるのですが、こちらが事前の資料と変更している部分になります。また、赤字のものにさらに黄色マーカーを引いている部

分があるのですが、こちらは追記をしたものになっております。それでは、皆様は、初めてご覧いただく資料ですので、1つずつ確認していきます。まず、表紙ですが、こちらに「素案」と書いてあるのですが、正確には素案の案ということになります。1枚めくっていただいて、こちらが目次になっています。素案の構成はこのようになっています。1ページをご覧ください。第1章が「計画の策定にあたって」ということで計画の概要を説明しています。1の「計画策定の趣旨」で訂正を入れているのですが、法律の根拠等を記載しています。障害福祉計画が障害者総合支援法、障害児福祉計画が平成30年に改正される児童福祉法に基づいて立てられているものなので、その説明を加えております。次のページにそれぞれの法律の条文を抜粋して記載しております。次に3ページ、「計画の位置付け」については特に変えていませんので、こちらは見ていただければと思います。続いて4ページ、「計画期間」も特に変えていないのですが、印刷が事前に配布したものは見づらかったので、太枠にしております。太枠で囲っているところが今回、皆さんにご協議いただいている計画です。次に6ページ、「障害者計画の理念」ですが、こちらも一文削除しているのみで、他は変わっていません。次に7ページ以降、第2章になるのですが、障害のある人の現状等は、変更していますので説明いたします。まず、7ページ「障害のある人の状況」ということで載せさせていただいているのですが、下の※印をご覧ください。文章のニュアンスを変えているのですが、内容としては同じになります。平成27年にシステムの入替えがありまして、そこで実際はカウントしなくていいものを平成26年までカウントをしていたということが、実はございまして、システムの入替えをして、数が精査されたものになっております。そのため、数字の見え方としては、平成26年から27年が減っているような形になっております。また、事前に送付している資料の中では、平成24年と29年の数値を比較して書いていたのですが、そうではなく、システムの入替えがあった平成27年度から29年度の比較をするというふうに変更させていただいております。次に、8ページと9ページをご覧ください。身体障害と愛の手帳についても、6年間ではなく、3年の経年変化を見るように変更しています。次に、10ページをご覧ください。精神障害者保健福祉手帳の所持者数の推移ですが、精神障害の手帳だけ別のシステムで管理しており、こちらは正確な数値となっていますので、6年間の経過を見ております。次に、11ページについて「難病のある人の状況」を記載しているところですが、平成23年から28年の数値を載せさせていただいております。他のものが平成24年から29年なので、1年ずれているものになっていますが、現在、出ている統計の数値が28年までなので、このような形になっています。こちらの数は、システムではなく、東京都の年報からとっておりますので、6年の経過で見ております。次に、12ページと13ページをご覧ください。「障害児の状況」のところでは障害児の身体障害者手帳と愛の手帳の所持者数の推移を見ています。こちらもシステムの関係で3年間の比較を見るように変更してい

ます。次に、14ページをご覧ください。障害児へのサービス提供の推移を見ているところになるのですが、障害児については手帳を持っていない方もサービスを利用していることが考えられますので、サービスの提供量の変化も見るようにしています。次に、15ページをご覧ください。「本市の障害者福祉に関する課題」という内容になっています。こちらは、先日実施したアンケート調査から見えてきた課題や課内で話し合っただけで本市で問題になっていると考えられることをまとめております。内容については、事前に配付しているものと変わりませんので見ていただければと思います。次に、17ページと18ページをご覧ください。「障害者制度の動向」という項目になりまして、内容については大幅に変えていないのですが、一部削除していたり、追加したりしているところがあります。皆さんに配付しているものの内容では、市の対応も書かせていただいていたのですが、ここはあくまで制度の内容を記載するというところで、制度内容のみ、記載することにいたします。次に、19ページ以降ですが、「障害福祉計画（第5期）」の「サービスの内容」や「サービスの見込み量」の内容になってきます。まず、22ページをご覧ください。前回、話し合っていた成果目標を掲載しております。23ページの（3）福祉施設等から一般就労への移行に関する項目の②就労移行支援事業の利用者数をご覧ください。赤字になっているところが訂正をしているところになります。サービス見込み量にも同じような項目が出てきますが、そこと整合性を図るため変更させていただきました。次に、24ページをご覧ください。④障害者就労施設等への受注機会の拡大というものがあるのですが、平成32年の目標値を変更しています。数字が細かかったので、1000円単位にしております。次に、25ページをご覧ください。25ページ以降が「サービス見込量と見込量確保のための方策」となっております。前回、ご協議いただいたものから修正を加えております。まず、訪問系サービスについてですが、横ばいで計画を立てていたものがいくつもあったのですが、増やした形に変更させていただいています。具体的にいうと居宅介護の利用人数や重度訪問介護の利用人数、26ページに移りまして、同行援護の利用人数、行動援護の利用人数を横ばいではなく、増やしております。ページ戻りまして、25ページをご覧ください。重度訪問介護についてですが、現在は自宅で受けるような制度なのですが、入院した場合も利用出来る制度に変更になるということですので、その分が増えるのではないかとということで増やしております。それでは、27ページをご覧ください。27ページ以降についても横ばいだったものを増やしているものがいくつかあります。27ページの自立訓練（機能訓練と生活訓練）の実利用人数、28ページの就労継続支援（A型）の実利用人数、療養介護の利用人数などを横ばいから増やしております。その中で28ページの就労移行支援の部分をご覧ください。先ほど、成果目標にも同じような項目が載っていましたので、整合性が取れるような形に変更しています。次に、30ページをご覧ください。居住系サービスについてですが、その中の自立生活援助については、前回の会議では1人という数字を

見込んでいたのですが、ご覧の通り変更させていただいております。精神障害の方でグループホームを退所された方が平成28年度で9名ほどおりましたので、そのような方が利用されるのではないかとということ、精神病院を長期入院していて退院された方がこれから地域に移行してきますので、大体このくらいの方が利用されるのではないかとということで見込んでおります。次に、31ページをご覧ください。相談支援サービスについてですが、地域移行支援と地域定着支援の部分の数値を変更しております。精神科病院の退院者の方が地域に移行するということで、そのような方も利用されるだろうということで、少しプラスをした数値に変更しています。次に、32ページをご覧ください。「地域生活支援事業について」になります。その中で(3)の②基幹相談支援センター等機能強化事業をご覧ください。前回までは平成30年から32年まで「無」という計画を立てていましたが、平成31年度、32年度は「有」ということで変更させていただきます。現在、府中市には基幹相談支援センターがないのですが、平成31年度までに整備出来るように検討させていただくということで「有」とさせていただきます。次に、33ページをご覧ください。横ばいだったもの、増やしているものがいくつかあります。(7)日常生活用具給付等事業について、①や③は増やした形に変更しております。次に、34ページをご覧ください。(8)手話通訳者養成研修事業で手話通訳者認定試験合格者数を変更しております。例年2人で見込んでいたのですが、合格者を増やしたいということで平成30年度以降は3人に変更いたします。次に、35ページをご覧ください。(12)福祉ホームの運営についてですが、延べ利用回数が前回の実績まで誤った内容を記載しておりまして、1月当たりの実績を載せていたのですが、1年間の実績に直させていただいております。1年間なので365回ということで変更しています。次に、(13)訪問入浴サービスについては、延べ利用回数を変更しています。1人当たりの平均回数をとりまして、延べ利用回数を算出しております。次に、(14)日中一時支援をご覧ください。利用者数や延べ利用回数については、実績としては増えていないような事業になっております。理由としましては、放課後等デイサービスに移行している人が多いのではないかとということ、前回までは計画値も減った形を出していたのですけれども、課内で課題を整理したところ、日中一時支援を利用したいという方がいらっしゃるということなので、要望がある事業ということで、今後増えるような目標を立てております。次に、(17)自動車運転免許取得助成についてなのですが、こちらも年々増えているような形になっておりますので、平成30年度以降も少し増える計画にしております。次に、37ページ以降、障害児福祉計画(第1期)の内容に入っていきます。こちらは37ページから39ページまでについては、事前配付した資料と特に変更がないので、見ていただければと思います。それでは、40ページの居宅訪問型児童発達支援の部分をご覧ください。こちらの目標値を変更いたしまして、利用人数が1人、サービス量が10というふうに設定をしております。居宅訪問型児童発達支援というものは、

外出が困難な児童に対して、自宅で児童発達支援を提供するというものになっております。どうしてこの数値を見込んだのかというところなのですが、本市で受給者証を発行している児童の中で、在宅で医療型短期入所のみ利用している方の人数が約5人いまして、大体この中で1人くらい利用するのではないかとということで、この数値を見込んでいます。次に、41ページの保育所等訪問支援をご覧ください。こちらについては、平成27年度から29年度までの実績が「0」となっているのですが、数値を取っているのが各年の3月のため、たまたまこの月に利用がなかったということになります。年間を通して見ますと、平成28年度は1人実績がありましたので、平成30年度以降も1人の実績はあるだろうということで、この数値を見込んでいます。次に、同じく41ページの障害児相談支援についてなのですが、こちらは数値をご覧の通り増やしております。こちらは、サービス等利用計画の作成なのですが、達成率自体は高い状況にあるのですが、セルフプランが非常に多い状況となっておりますので、今後もサービス提供を増やしたいということで、増やした計画となっております。次に、医療的ケア児支援のコーディネーター配置についてなのですが、こちらは市内の事業所で重症心身障害児の方を受け入れている事業所が2ヶ所ございますので、そこに配置をしたいということで2人という人数を見込んでおります。次に、43ページをご覧ください。これ以降が資料の内容になってくるのですが、こちらは実際に計画を立てた時に協議会の委員の名簿ですとか、検討経過、アンケート調査の概要など記載させていただく予定です。

■会長

それではご意見ご質問あれば、お願いいたします。

(発言者なし)

■会長

41ページの障害児相談支援で、先ほどセルフプランが多いということだったかと思うのですが、どれくらいの割合かというのわかりますか。

■事務局

児童のセルフプラン率ですが、概ね5割未満というところがございます。

■会長

その他、ございますか。

■委員

障害児相談支援は、サービス量、上が実績で、下が計画なのですけれど、それは逆ですよ。上が計画で下が実績ということかなと思いますけれど、それでよろしいでしょうか。

■事務局

おっしゃるとおり、記載の誤りでございます。

■委員

そうですね。あともう1か所、最初のページで、目次の第1章の1番というのは、「計画策的の趣旨」というふうになっています。これは「策定」ですね。

いろいろとご説明いただいてありがとうございました。ずいぶんサービスを増やしていらっしゃるといことなののですけれど、これはサービスを増やすことは可能だということですよ。サービス量の増やし方は、今までのサービス提供側の人員や施設量で十分賄える量ということで、この計画を出していらっしゃるといことによろしいですか。あともう1点、相談支援の相談先がわからないという悩みがあって、それに対応して障害児の相談支援を増やすということですが、これはどのような手段ですか。相談支援の支援員を増やすということですか。それとも、相談出来る窓口を増やしていくということですか。

■事務局

それぞれの事業で目標値を立てておりますけれども、目標値立てるにあたっては、実際に対象者がいるとか、いないとか、ということも関係してくると思うのですけれども、実際には対象者はいらっしやいまして、目標値なので実態よりは多少多く見積もっているところもあるのですけれども、その実態に合わせて、今後、増えていくだろうという考えの元で数値を定めさせていただいております。

■事務局

サービス供給についてですが、実際には、できるもの、できないものがあるかと思いますが、その中で、見込みとしてこれだけ対象者が増えていくだろうというところを、なんとか現状の支援機関でやれる範囲でやっていく、そのための方策というものを考えていかなければいけないというふうに思っております。2つ目の方の、相談支援も同様になりますが、児童の相談ができる場所はそんなに多くはないのです。なので、それを増やすというのが目標として立っているのですが、それをやっていくためには、例えば事業所を増やすというのも1つの考え方ですし、あとは、計画を立てる方のスキルアップも考えていかなければいけないと考えております。

■会長

はい。確かにここに書いたからといって、それが確実に実現できるかどうかというところは、本当にこれからの話でしょうし、市の方も予算要求の1つの根拠としてこういった計画を作っているのでしょうから、そこはむしろ我々は応援していかないといけないところだろうと思っております。相談はどうやって増やすかというのは苦労されているのだらうと思うのですけれども、やはり事業所も増やすし、人も増やす。そのために、今回アンケートでも相談の方の事業所への意識調査等を行いましたよね。具体的な方策となると、予算も伴うことになっていくということになると、議会を通さなければいけないという中で、なかなか障害者計画、障害福祉計画等の中に具体的なところを書き込みにくいというところがあるのだらうなとは思いますが。しかし、計画を立てて、それで終わりではなくて、それを達成するために自立支援協議会等のいろいろな協議会があるのだらうと思っております。具体的な方策等については、引き続き、協議会等で議論されていくのかなというふうは思っております。その他、ございますか。

■委員

2点ほどです。まず1点は、15ページの課題についてなのですが、先ほど、この課題を設定するにあたっては、アンケートであるとか、課内で話し合いをというふうな説明がありました。第4期を見ますと、確かここには虐待のことなどもあったと思うのですが、この課題を課内の話し合いだけでどのように絞り込むのでしょうか。もう少し客観的に、何か指標みたいなものがあって、このような課題になったという経緯を知りたいというのが1点です。それから見込み量ですが、今まで棒線が引いてあり、計画値が無かったところにきちんと増加的に数字が当てはめられてすごく良かったなというふうに思うのですけれど、疑問に思ったのは、例えば26ページの見込み量のところで、一番下の重度障害者包括支援のところで、こういうところは実績が「0」だから計画も「0」になるというのが、良くわからないのですけれども、「0」が「1」になってもいいのではないかと考えるのですが、どのような形でこのような数字になったのかを教えてくださいたいです。

■事務局

まず1つ目の課題のところの話なのですが、実際にアンケート調査をいろいろと拾っていく中で、多いご意見等を今回この課題の中には載せさせていただいております。前回の計画の時、虐待防止については、ちょうど法律も施行されたところで、こういったことも載せておく必要があるというふうな判断はあったかと記憶しているのですが、今回の課題については、今まで市の方で寄せられているようなものやアンケートの中から抽出して、ピックアップをさせていただいたところがあります。続

きまして、計画の目標値等についてはなのですが、基本的な考え方としては実績からどのように伸びていくだろうというところから、この数値というのを考えております。その中で、いろいろな社会状況や市のこれからこういうふうにしていきたいというようなところも加味して、数字の方をプラスにするとか、反対にここは伸びていかないだろうということで、重度障害者等の包括支援は、まだまだ見込みが持てないので、変えずに「0」にしているというような状況でございます。以上でございます。

■事務局

1点補足させていただきますと、今回の資料2の4ページのところをご覧くださいと、そこで今回ご審議いただいている障害福祉計画を太枠で囲ってあるのですが、その上に障害者計画というのがございまして、これは平成27年度から32年度までの6年間の計画となっております。その障害者計画の中で、先ほどの虐待ですとか、他にも含めて課題ということで捉えて、それに対して対応していこうということになっております。今回の障害福祉計画というのはサービスの供給がメインとなっている計画ですので、こちらの方に課題として載っていなかったとしても、それは障害者計画の中で引き続き課題として捉え、対応していくべきものというふうになってございますので、ご理解いただきたいと思います。

■会長

今の話ですと、平成32年度までの障害者計画の中に虐待防止のための対策というのも入っているということで、この6年間の計画の中ではもちろん課題として見ていくということですね。障害福祉計画に関しましては、今回、新たに制定された障害者差別解消法の方に重点を置くというふうな意味合いのかなと理解しました。それと、先ほどの重度障害者等包括支援なのですが、ずっと「0」でいいのかというお話でした。全国的に見ましても、全国で事業所数がおそらく10か所あるかないか、それくらいの事業でして、利用者数も全国で30人くらいの、本当に一部の事業所がやっている事業です。これが広まらないというところはいくつか課題があるわけなのですが、なかなか原因が正されない中で、府中市においても増えていくような事業ではないだろうという見込みがあるのかと思っております。その他、ございますか。

■委員

見込み量確保のための方策というのがどのサービスのところにも記載されていて、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスのところに書いてあることが「事業所・人材を育成します」ということと「事業者主体の連絡会の支援」ということが書かれているのですが、先ほど予算の確保とかいう話もある中で、この計画

の中に事業所に対しての財政的な支援の充実ということを謳ってほしいなと思うのですね。平成30年度からの国の報酬改定と東京都のグループホームに対しての補助金の出し方も変わっていく方向性が示されている中で、事業者の3割くらいが赤字ということですが、今後報酬によっては、また赤字のところが増えてくるのではないかなと思っています。そういう中で、市の見込み量の確保をするにあたって、財政的な支援を削られていくと、事業者自体がやめていってしまうとか、また新しいところがなかなか増えていかないという状況になるのは、明らかだと思っているのですね。特に働き手の不足というのが深刻化している中で、働き手の不足の全てが金銭的な面という訳ではないとは思いますが、ただ当然そこも大きな理由になるところなので、この見込み量確保というところで逆に議会に対して報告していくのなら、ここの計画の中に財政的なことも一言入れた方が、予算の確保もしやすいのではないかと思います。あと、この居住系サービスのところで、特に身体障害者を対象としたグループホームの整備が必要と書いてあるのですが、それは当然そうで、ただ、重い知的障害の方を受け入れるところもやはり無いのです。軽度の方は受け入れているのですが、なかなか重度の人を受け入れるところが少ないということなので、そこの「身体障害者を対象とした」というところに「また」みたいな形で、重い知的障害の方が入れるような施設というのも加えてほしいと思っています。もう1つは、重点的な課題のところで、就労に関して結構書いてあるのですが、就労支援センターについての設置については書かれていないので、そこに触れた方がいいのではないかと思います。

■事務局

まず、事業所への支援という内容ですが、そこは基本的に計画については、それぞれのサービスの目標値などを示していくものであって、その中でそれぞれのサービスに対して、利用者が増えてくるとか、また新たなサービスもしていかなければいけないとか、ということになってくれば必要に応じて、この計画を基にして財政に予算要求すると考えています。まずは、この目標値を立てさせていただいた中で、どういった方向で事業を進めていくかということになってくると思いますので、ここの数値を確実に固めていきたいというふうに考えております。

■事務局

次に、居住系サービスのグループホームについてですが、身体障害のグループホームについては数が少ないということから記載させていただいたのですが、強度行動障害の方が行くグループホームも少ないので、委員のおっしゃったように、併記するということは考えられると思います。最後に、3点目の就労支援センター設置についてですが、成果目標を立てるにあたっての国の指針に示されていないので、

載せておりません。強いて言えば、就労を支援するサービスの見込み量確保のための方策で、就労支援センター増設の検討を記載することができるかとは思いますが、どちらかというところと障害者計画に記載すべき内容だと考えます。

■会長

見込みに対する方策なのですが、本当にお気持ちは良くわかるところです。ただこれは平成30年度から32年度の計画ということです。方向性として、サービス量を確保するとか、その整備を図るといふような書き方しか出来ないと思います。市民とのお約束ということにもなってしまうので、あまり具体的にこういうふうな事業所に対する財政支援を行うということは、なかなか書きづらいというような気はしております。そんな中で、先ほども言いましたけれども、平成30年度から32年度の見込み量に沿った計画を立てたので、大枠の中でより質の高いサービスの提供、あるいは人材確保というふうなことは書いておりますので、もう少し具体的な課題解決に向けての動きというのは、自立支援協議会もありますし、様々な協議の場で今後詰めていくということになってくるのかと思います。

■委員

先ほど、成果目標のところは、国の出している指針に基づいているというお話だったのですが、就労支援センターについては、東京都の協議会では、就労支援センターの事業は都の事業であるからというのもあるのでしょうかけれども、国の指針である成果目標の立て方とは別に就労支援センターの事業のことをまた改めて指針として、就労のこの部分に書き込むというふうなことでやっていますので、そういったことも情報としてキャッチしていただければ、府中市としても就労支援センターのことを書くこともおかしくはないのかなというふうに考えられるのではないかと思います。あと、いくつか指摘したいことがあるのですが、1つは19ページのサービスの内容の説明のところ、重度訪問介護の説明の文章に、「重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に自宅で、食事・排せつ・入浴の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス」というふうになっていますが、おそらく実際に重度訪問介護を使っている方は、重度の身体の方に限られているように現実としてなっているのでしょうかけれども、制度としては知的障害や精神障害の方でも対象にはなり得ますので、ここは文言を変えていただいた方が良いかなと思います。あと、いろいろな事業について、サービスの内容の説明のところにあるのですが、後半のサービスの見込み量のところに出てくる事業の中で、全く説明のされていない事業がいくつかあると思っていて、例えば32ページの地域生活支援事業のところに出てくる「(3) 相談支援事業」の中の「③住宅入居等支援事業」、これは現行の第1期から「有」になっておりますが、この事業に

関しては地域生活支援事業の説明のところでも触れられていないですし、どこにも触れられていないのではないかと、現行の第4期の計画でもそうなっているのではないかと思いますので、そういう点はなくしていただきたいです。全てチェックをしてはいないのですが、できる限り計画の見込み量を書き込んでいるものですので、これに関して、全てこれはこういう事業で、府中市は現時点でこのように実施しているということは、是非全て書いていただきたいというところがあります。基幹相談支援センターに関しても平成31年度から実施の見込みが「有」ということになりましたので、基幹相談支援センターのことについても、もう少しどのようなものであるかということも計画の中にも説明するものがあるといいかなと思いました。

■会長

おっしゃる通りだと思いますので、よろしいですか。

(発言者なし)

■会長

その他、ございますか。

■委員

2点ありまして、1点目は、計画についてどう考えるかということなのですが、計画とはどのようなものかということ、計画のための計画になってしまっただけではないかということも感じています。今回も数字的には伸ばしていただいている部分もあって、非常にありがたいのですが、伸びている計画であるからそれで良いのかというと、やはり内容が伴うべきであろうと思います。また、必ずしも伸びなければいけないということも少し違うとあって、積極的な意味で対象者がいなくなるとか、例えば就労支援、地域移行支援、そういうものも本来的には減っていくということが求められているので、将来的には対象者数が減っていくということもあります。内実的にどうすれば府中市の障害者福祉が充実していくかということで、考えていくべきだろうというふうに思っております。例えば、相談支援事業は、どの自治体の事業者も持ち出しでやっているところが多く、相談支援事業単独ではなかなか採算が取れていないところが多いというふうに聞いております。結局、その法人の中の他の事業も含めて、法人として採算を取っていることなのです。他の自治体では相談支援事業に関して特別な助成をしているところもありまして、府中市がどのようにしているのかわかりませんが、例えば具体的にそのような議論をして、単独事業で採算が取れていないようなものに関しては、特別に助成をしていくということもあるのかなというふうに思います。最近、就労継続

支援A型とか、放課後等デイサービスなどで少し悪質な業者が参入してきて、儲け主義で質が低下しているということがあるのですけれども、そういうことを考えると良質な社会福祉法人がいるということは、自治体にとって非常に貴重なことなので、悪質な業者が参入してくることを防ぐという点でも、基本的には社会福祉法人というのは財政的には弱い法人なので、それを支援していくということは、府中市の将来を考えても必要なものなのかなというふうに思います。もう1つ、皆さんの意見をお聞きしたいのが、時間があればということで結構なのですけれども、前回お話したのが基幹相談支援センターに関して、平成31年度から「有」にさせていただいて非常にありがたいと思うのですけれども、そういう国から自治体に対してやりなさいという事業が増えていまして、生活支援拠点や精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築、府中市では既に実施の予定がある児童発達支援センターなどがあるのですけれども、これらは基本的には国からこれらのためのお金というのは特におりてきていないので、自治体はそれを持ち出しでやっていかななくてはならないということも難しいところがあります。それを実施すると示していただいているのは、非常にありがたいことなのですけれども、どういうふうに進めていくのかということがこれからポイントになっていくと思いますので、時間があれば、府中市の方の考え方や、自立支援協議会としてどのような議論が行われているのか、また支援事業者の方々はどういうふうにお考えなのか、少し内容を議論しておいても良いのかなと思いますが、いかがでしょうか。

■会長

今のご指摘なのですが、これはやり始めると結構時間がかかります。この案件は少し置いておいて、その他で確認したい意見や質問等があれば先にお聞きしたいのですけれどもいかがでしょうか。

■委員

確認なのですけれども、人材については、おそらく乏しいと思います。やはりいろいろな事件とか、虐待とか、そういうところまで行ってしまいますとそういう職場というイメージが強いということになり、それがイコールになってしまうところだと思います。とても熱意を持ってやっている方たちがどのように捉えられるのかというのはすごく慎重に考えていかななくてはならないですし、高齢者福祉の分野も大変厳しい状況というのは認識しております。ただ、そのような中でお金のことが先立ってしまっている。確かにお金のこともすごく重要だし、指定管理料も含めた形でやらせていただいているので、なかなか難しい。でも、お金とかそういうことよりも行政と社会福祉法人とか、この業界の人間が一緒になって、どうしていくかということを考えなくてはならない土壌をどう作っていくかということだと

思います。高齢者福祉も実地指導が今年、清水が丘に入りました。私も高齢者福祉での経験がありますが、周りから聞いていると、鬼のような人が来るのかと思っていたのですが、実際来られると新鮮というか、なるほどというところもたくさんあって、教えていただいたこともたくさんあったというふうに記憶しております。やはり、実態を行政の方にも知っていただく機会というのは、なかなかないと思うのですね。そういった実態をしっかりと実地指導ということになると、何かあると監査にこうしますよというような法律になっていますが、そういったところに実際に入ってきていただく中で、実態もわかっていただけるし、一緒にどうしていくかということも考えていただけるのかなと思います。法律だけが前に塞がっていて、誤解されるようなことというのがあって、実地指導というのは、やはりどうしていくのが一番良いのかということと一緒に考える場ではないのかということに改めて知って、お金のことだけではないと言ったところで感じました。ですので、事業者への支援ということでそういったところは書きにくいかもしれませんが、一緒にこれからのことを考えていく具体的なところ、いろいろとやらなければならないことや揃えないといけない書類だとか、運営規定をどうするかというようなことがあるのですが、そういった中でどういう理念を持って、職員一人ひとりに浸透したものを情報提供しているのか、人づくりをしているのか、何を工夫していけば良いかということと一緒に考えていただく場を作るということも必要だというふうにととても感じます。それともう1つ、医療との連携ですけれども、医療依存度が高い方が地域にいて、機能訓練もそうですし、生活介護もそうですが、そういった中で、これも人材の部分も含めてなのですが、やはり行政と一緒に連携をとってどうあるべきであるかということ、丁寧に計画を立てて、こういった中でやっていただけるとありがたいというふうに思います。抽象的ですが、そのようなことをつくづく感じます。

■会長

貴重なご意見ありがとうございました。

■委員

また見込み量の数字の話になってしまうのですが、ある程度計画の数字の出し方というのは、どうしても見込み量で出して行くことになると思うのですが、それと同時に、見込み量確保のための方策のところにかかれていたり課題のところでも挙げていただいたことを、具体的にこの見込み量でやっていくということをもう少しわかるような数字も出した方が良いのではないかなと思うのですね。例えば、31ページの計画相談支援の見込み量を出していただいています。この数字というのは、1か月間に府中市が計画相談支援事業所から受ける請求の数という意味ですよ

ね。この215、230、245というのは課題に書いていただいている部分がどのくらい進んでいるのかということがわからない。セルフプランがかなり割合として多いということが、こちらでも書かれているので、見込み量確保のための方策のところに書いてあるセルフプランでサービス計画を立てている人が多いので、それに対してもっと増やしていきますということになると、少なくとも現状の計画作成率とか、福祉サービス全体の利用の方の計画作成率が、現状ではこれぐらいのものを平成32年度の時点ではこれぐらいになっている見込みですというふうなことも書かないと、全然出した数字とこの文章の間に整合性がないというか、これが出来ればこれが達成されるのかということが少しわかりづらい数字の出し方になってしまっていると思います。そういったところが他にもいくつかあるのではないかと考えておりますので、せっかく課題をあげていただいている部分のところはその課題が達成されてきているということが、わかるような数字をきちんと別に示すということはやってもらいたいということが1つです。それから、先ほどの事務局からの説明の中で、年度の途中で1人利用していた方が年度末には0人になってしまったので、0人ですということの説明があったのですが、これも前に言いましたが、地域移行や定着支援も6ヶ月とか1年単位で利用していると、途中で利用している人がいなくなってしまうと、計画の見込量としては、年度末の3月の時点での実績の数字を書いているので、全体が把握できなくなってしまう。これはこれで書かなければいけないものだとしても、全体としてどのくらいの方が使うことになるのかということは、別にわかるような数字を書いた方が年間を通して今年度は何人の人にこの支援をするというようなことがわかるように、書くことも必要なことではないかと考えております。今回のこの表の数字の読み込み自体がなかなかわかりづらくて、サービスによって時間だったり、人だったり、これも日割りだったり、月割りだったりというようなことがあるので、表の見方そのものをこれはこういう意味だな、というのがわかりやすい表記にさせていただくことも、全体として必要なかなとも思います。そのように数字に関しては思いました。

■会長

確かにこの「人日」、「人/月」などわかりづらいのですが、この表記方法自体は仕方がない部分もあるかと思います。ただ、おっしゃるようにできる限りの説明は加えていただいた方が、読み手がわかりやすいと思います。あと、事務局側の説明の時に加えていた説明ですね。例えば25ページで重度訪問介護、入院中も可能になる制度改正の見込みにより、この数字を充てたというようなことが、我々は今聞いたからわかるのですが、これを読んでいる人はわからないということがあるので、読み上げた説明なども加えていただく、あるいは、先ほど委員がおっしゃっていたような説明を加えるなど考えていただくと、読み手にとってわかりやすいものになりますね。た

だ一方で、これで全てと言い切ることはできなくて、やはり計画を3年間立てた上で日々をどうしていくか、例えば、セルフプランの比率を少なくさせていくというような部分について、この計画は、自立支援協議会と車の両輪のようになっていて、このように計画を立てたけど、実際の今の動きはこのようになっているということが、わかるような仕組みになっているので、両方見ていかないとけないというふうに思っております。事務局から何か補足ありますでしょうか。

■事務局

実際の細かい数字的なところでいうと、示すのが難しいと思う部分もあります。委員の意見を聞いて、確かにそのように記載できると思いますが、かなりのボリュームがあって難しいと思う部分もあれば、少しの工夫で表現を変えるだけでわかりやすくなる場所もあると思うので、その辺は検討させていただきます。また、全体的な数値になりますが、実際の進捗状況をこの計画に新たに示すということは難しいと思っております。市で「施策の成果」というものを作っているのですが、その中では、各事業の実績として人数や時間数が表記されているので、この計画と併せてお読みいただきたいと思っております。

■会長

ありがとうございます。その他、ありますでしょうか。

■委員

27ページの日中活動系サービスの見込み量というところなのですが、上の利用希望の多い事業であるため、増加を目指しますというのは違和感があります。これは言葉上の問題だからいいのかもしれませんが、「自立訓練（生活訓練）は、市内に事業者もなく利用者数が少ないこともあり、横ばいとなっています。平成30年度以降も大きく変化しないと見込みます。」と書いてあるのですが、この訓練を受けたいと希望する人が、実際に府中市や相談事業のところに声が挙がっていないのかどうかをお聞きしたいです。また、先ほどのお金の問題に戻ってしまいますが、やはり資金というのはサービスを提供する側である事業者にとっては非常に大事なものであるため、ここ数年、通所事業所に対しての補助金が年々削減されてしまっているということが危惧されているところなのですね。当施設や福祉作業所等連絡協議会加入の施設でも、今後その補助金がどれだけ削られるのか、不安を覚えているのは確かなことなのです。この計画と関係ない話ではなく、大いに関係のある話なので、先ほどの財政的支援に関する一言を入れることによって、財政的な裏付けになるかと思っておりますので、やはり計画の中に載せてほしいと思っております。市として難しいということであれば、致し方ないとは思いますが、この計画を進めるにあたって、やはりお金のことは大きな問題に

なるというのは明らかだと思うのですね。例えば、グループホーム等の設置時に、建築基準法と東京都の基準が厳しくなったことの影響でテナントを借りるのが非常に難しくなっています。また、大家さんに建物を建ててもらって、それを借りて運営していくということになると、家賃がすごく高くなってしまいますね。新築で建てて、そこを運営していくということになると、1.5倍から2倍ぐらいの家賃を払うことになっていくということが現実的にあるので、市でも考えていただきたいと思っています。

■会長

最初の質問に戻った形で、より具体的な話があった訳ですけれども、どうなのでしょうね。見込み確保のための方策のところはどこまで書き込めそうですか。

■事務局

財政的なことを書くのは、やはり難しいと考えています。ここでは、全体的な計画のお話なので、委員からのお話は個別に話をした方がよいのかと思っています。生活介護やグループホーム等増やしていくのであれば、対象者が伸びていく見込みがあるということで、財政当局の方に説明していきながら、予算を確保していく必要があるとは感じています。もう一つの質問ですが、自立訓練の機能訓練、生活訓練の要望ですが、それほど数としては多くはない状況です。

■会長

ありがとうございます。なかなか難しい部分もありつつも、見込み数を伸ばしているということが、予算確保のための根拠の数字にはなってくるので、実際にどのように進めていくかというときの説明材料として使っていただくということかなと思います。では、他にありますか。

■委員

先ほどの家賃収入のことで問題を感じているので、お話したいのですが、私もある放課後等デイサービスにお手伝いをしに行っています。最近では、すごく事業所数が増えて、しかも株式会社のような大きなところがたくさんできまして、それでいろいろな地域にたくさんの事業所を作っているの、たくさん利用者を受け入れています。その事業所にとっては、利用者を確保しているからいいのですが、今までやってきた小さな事業所というのは、こつこつ真面目にやってきたのに、受け入れられる利用者数は限られますよね。そうすると、その家賃というのはすごく重要な要素なのですが、その補助を減らすという方向性になってきているので、申し訳ないのですが、もう少しいろいろな個々の内容を見て検討していただきたいです。大きな事

業所は経済力がありますが、小さな事業所もあるので、それに対してやはり福祉というのは平等でなければいけないので意見を述べさせていただきました。

■会長

今の発言は、ご意見ということでよろしいですね。

■委員

全体として、見込み量というものがどういう意味の量なのかということは、やはりしっかりと説明を加えていただくということも必要だと、今までの議論を見ても思いました。一方でどのくらいの人が必要としているかということと、実際に提供できる可能性があるものということを加味して、考えていただいていると思うのですが、やはり地域移行支援とか地域定着支援などは、私からすれば、もっと必要としている人は多いはずだろうと思いますけれども、でも現状のやっている事業所の数や現在やることができている実績からすると、このような数になってくるというもので、計画値が出されているものだと思うので、その事業を必要としている人がこれしかないということではないということ、どこかにきちんと説明を書くべきだと思います。そうすると、いろいろな数字を参考資料の方に書いたりすることになるのかもしれないのですが、この数がこれだけでいいという数ではないということ、きちんと説明することは、全体として必要だと改めて思いました。

■会長

そこは逆に地域移行、地域定着はこれだけ人数あったのだけど、断ってしまったというような数字をお持ちなのですか。

■委員

私の事業所では断っていないのですが、他がどうだったのかということは正直わかりません。あとは、対象となる方が概ね1年以上の入院の方などになりますので、潜在的なニーズということではその方たちは全員対象にはなると考えられると思うのですが、その人たちの中でこの数だけでいいということは、何の根拠もない数字になると思いますから、せめてどのぐらいの潜在的なニーズがあるのかということは、やはり出していただきたいというのがあります。こちらの成果目標の(1)は施設入所者なので、これはある程度数がわかっているからこういうふうには書けますが、精神科の長期入院の方などは、(2)が成果目標の数としてはなるはずで、国の指針も1年以上入院した人が、3か月経つと何%退院するというようなことしか出してないので、それを府中市で同じような指針を出してもしょうがないということで、協議の場を1か所設置するということが目標になっていますが、上の施設入所のとこ

ろとも同じぐらい、きちんとやるのであれば、やはり府中市として把握出来る限りの現在の府中市に住所の長期入院の人の数を出して、その中のどのぐらいの人が、少なくとも地域移行の対象に出来るのではないかなというように書いて欲しいということが私の希望ではあります。東京都は、10月12日に東京都の障害福祉計画の協議会の時に、市区町村に対しても平成32年度までのそれぞれの市区町村の長期入院の人が、どのぐらい退院する見込みがあるのかという数を情報提供すると説明していました。ただ、今日まだ情報提供されていないので、間に合わないという気もするのですが、やはりそういうものが仮に出てきたとしたら、それは何らかの形でこういう見込みがあるということは、ぜひ書いていただきたいです。

■会長

確かに前回、委員からご説明をいただいて、今後、国あるいは都からお示しがあるという話がありました。国もやはりこの長期入院の退院に関して、どのように地域移行、地域定着させるかということは非常に力点を置いているところなので、そういう数値も間に合えば、参考数値として載せるというところをご検討いただきたいところですね。その話、私が最初振ったのはそういった状況把握ですね。お断りしたところは何件で、本当はやりたいけれども、何人分は出来てないというところのとりまとめが出来ていない1つの理由に、基幹相談支援センターがまだ出来ていないというところもあるのだらうと思いますので、そろそろご提案された議題に移りたいなと思っているのですが、基幹相談支援センター、あるいは地域生活支援拠点に関して、現状での検討状況が自立支援協議会の方で、もし何か話題になっていたらこんな話ですというのがあればお願いします。

■委員

現在、自立支援協議会では相談支援部会を設置して、今年度に関しましては、市内の相談支援事業をどうやって構築していくのか、ということを整理している状況です。市内には委託の相談支援事業所が4か所あるのですが、各事業所はいろいろなことをそれこそ一般相談から、計画相談、あと地域活動支援センターと様々なことをやりすぎていて、なかなか相談内容についての整理が出来ていない状況があるということを言われていまして、その中で府中市内の相談支援事業をどういうふうに組み立てるべきかというような課題を整理しているところでして、2月くらいまでには最初のとりまとめをする予定にはなっています。個人的には基幹相談支援センターは、絶対に必要だというふうにはずっと思っていて、前期の自立支援協議会の報告書の中に、それ入れないのですかと振ったのですが、部会からまだそこまでは検討していませんと言われてしまって、それを持ち越した形で今年度検討しているところです。今までいろいろな議論を聞いている中で、やはり様々な相談にもいろいろなレベルであった

り、種類であったりというものはあって、でもそれをどこが担うのかというところの交通整理も含めて、どこかで整理するところが必要だと思っているのです。その辺は今の相談支援部会の委員の中でも、ほぼ共通した認識であろうと思っていますので、府中市内で4か所ある委託相談支援事業所は何を担って、市の障害福祉課は何を担って、それで計画相談であるとか、一般の他のサービスの事業所はどういった部分を担うのか、また高齢の方の地域包括支援センターとのすみ分けをどうするのかといったことも含めて、課題を整理した上で出していきたいと思っていますので、来年度以降もう少し具体的な提案が出来れば良いと個人的には思っています。

■委員

先ほど、委員が発言の中で計画相談についてもいくつか状況を触れていただいているのですが、府中市の自立支援協議会では、平成28年度の市に対する協議会からの答申の中で、計画相談の現状についてはかなり具体的な提言をいくつか行っています。市内の20数か所の事業所に全部アンケートを取って、現状の人員のことや、1人の人がどのくらいの数を担っていて、それで実際どのくらいのお金を得ているのかということをお聞きして、その結果に基づいていくつかのことを具体的に市に対して、答申するということが既にやっているのですね。その中には、やはり、先ほど委員がまさにおっしゃった通りの計画相談だけでは、自立した経営が難しいので多くの方が相談支援専門員として働きながら同時に自分の法人の別の事業にも携わらざるをえないと、だから本当の専属でやっている方は極めて少ないということがわかりました。それを少なくとも、例えば、最低1人は専属で置けるような、その事業所が自立できるまでの何らかの補助を市としては考えたらいいのではないかということや、あとは、計画相談がどうしても計画を作るかモニタリングをして、請求してお金が入ってくるという仕組みですから、必要によってはその事業所がきちんとある程度計画とモニタリングを定期的にやれば、これくらいで運営が成り立つという、モニタリングの頻度の問題ですね。そういったことを市として、ぜひ運営側のこともある程度念頭に置きながら考えてもらおうと良いというふうなことも、中には書いてあったりしたのですね。そういう答申を自立支援協議会から出してはいるのですけれども、その内容があまりこちらの計画の中には反映されていないというか、そこに書かれていることがこちらに書かれていないというのは、やはり残念なことだというふうに思うのですよ。おそらく基幹相談支援センターのことも今後、自立支援協議会の相談支援部会で検討することになるでしょうし、この精神の地域包括ケアシステムや地域生活支援拠点、これも今議論出来る場所がどこにあるのかということ、やはりどこか別の会議を設置するのだとしても、それが自立支援協議会に集約されるというふうな仕組みを作ることが必要なのではないかと思います。児童発達支援センターも自立支援協議会で部会を作ってやっていますよね。自立支援協議会の動向を追うことでいろいろなことが見えてく

るようにして欲しいし、その自立支援協議会で議論されていることが前提となってここでも協議会からこういう答申が出ているので、この見込み量でどうでしょうかみたいな話が、本当はそこからスタート出来る方が良いのではないかと思いますよ。ぜひ、せっかくそちらで議論していることを、やはりこの場にも直接反映できるようなふうにはしていって欲しいということがあります。内容のことではないのですけれども、そんなふうに思います。

■会長

本当に私もそういうふうには思っております。でも、残念ながら、今、集約中というところで、報告出来るものというところがまだないということもあって、だから次年度の計画にぜひ、まとめをいただいて、この場にはどうかたちで報告が渡るのがよくわからないのですが、何らかの形で共有が出来ればなと思います。自立支援協議会の方からの情報を見ればわかるような形になっていくのかなというふうには思っています。

■委員

1つは、やはりこの協議会の場で、正式に自立支援協議会としての意見を述べる機会、自立支援協議会の意見を聞く機会というものを設けるべきだというふうに思います。それから、今後、議論が進んでいくと思うのですが、地域生活支援拠点の中にも相談機能というものがありますし、精神の地域包括ケアシステムの中にもそういうものがあって、私はやはり一体的に進めるべきではないかと思っていて、それぞれで協議会があって、それぞれで何か作るというのは不公平ではないかというふうに考えています。基幹相談支援センター、地域生活支援拠点、精神の地域包括ケアシステム、できれば障害児への支援も一体的に進めていくべきではないかというふうに考えていまして、そこでは、特に市と民間の協働と役割分担ということが、すごく大切ではないかと思えます。市としての役割や、民間として努力することなど、それぞれの協力を基にこういうものが作られていくべきではないかと。その中で問題になっている相談支援の財政的な問題などの課題を解決していけるような仕組みというものを作っていくことが市にとっても、そういうものを一体的に、効率的に、運営できる方法なのではないかなというふうに思います。期待しています。

■会長

この基幹相談支援センターと地域生活支援拠点の関係性と、さらには先ほど出たような地域包括支援センターとの関係性とかというのは、常に連動して考えていかないといけないということで、基本的には委員のおっしゃった通りだなと思います。ある市では、もともと基幹相談支援センターがあって、また新たに地域生活支援拠点も箱

物で作って、そこに社会福祉法人が入るといような形だとこっちにも相談機能ができてしまっているという市もありますし、基幹相談支援センターがその地域生活支援拠点の相談部門を請け負って、面的整備でいろいろな事業所を繋げて、地域生活支援拠点を整備するという市もあったりして、府中市としてはどういう設計図を描くのかということからですよ。今からどういうやり方がいいのかということ、自立支援協議会の中心として話し合われるのだろうというふうに思っており、私も期待しているところです。

■委員

基幹相談支援センターや地域生活支援拠点は、他市では1法人でやっているところが多いのか、それともいろいろな法人が連携してやっているという例もあるのか、お聞きしたいです。

■委員

いろいろです。

■委員

では、1法人ではない例もあるということなのですか。

■委員

そうですね、ある市では、いろいろな法人が連携していましたが、うまくいかなかったという例もあります。結局、基幹型ということになると、どうしても中立性や公平性が必要になりますので、やはり民間だけに任せるのではなく、行政やもし行政が難しいのであれば、社会福祉協議会等と一緒にやっていくということがないと、難しいですね。私はある程度行政が絡んだ形で、特に基幹相談支援センターはやっていかないと、今までの状況によってはうまくいかないのかなというふうには思います。

■会長

地域生活支援拠点については、まだ設置している市町村が非常に少ないのが現状です。全国で1700市町村の内20市町村ぐらい。ほとんどが今まさに作ろうとしているところなのですね。各市町村がどのような形で作ろうとしているかという情報は、厚生労働省のホームページにも出ているので参考にできるかと思います。あと、人口規模とか、ある程度大きいところだとやはり面的整備で作っていくしかないというようなことも出ています。規模の小さい自治体だと、ぎゅっと1か所作れば事足りるというのはあるのかもしれないのですが、規模の大きな自治体だと、1か所そこにあっても本当にできるのかということも懸念される場所ですね。それで、改めて

府中市全体を俯瞰しながら、どういう設計にすればいいのかというのを本当に考えて作っていかなければいけないですね。また、基幹相談支援センターも地域生活支援拠点も、基本的には自立支援協議会のチェック機能ということになっています。部会を作るのか、本会議でやるのかは別としても一応、自立支援協議会自体は市が事務局です。そういった意味で市も絡んだ上で、チェックを果たしていくような仕組みにはなっていくのかなとは思っています。その他はいかがですか。

■委員

この成果目標の中の(2)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」という目標になっていますよね。この文言は、国が出している基本指針に成果目標として記載されているので、そのまま持ってきていますが、ずっとこのことに違和感があって、国の社会保障審議会の議論とか、そういったものいろいろ見ていくのですが、なぜこの「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」ということを、精神障害だけがここに出てきているのかということがいろいろなものを読んでも、全然わからないのですよ。元々、この項目は以前であれば、精神科病院の長期入院の方の地域移行というふうなことで、立てられていた項目だったのです。実際、国が出している成果目標も一年前に入院した人が91パーセント退院するとか、そういうような話になっていて、内容はどう見ても長期入院の方の地域移行の成果目標になっているのに、この文言だけなぜか包括ケアシステム云々になってしまっていると。地域包括ケアシステムの話は、それこそ3つ目の地域生活拠点もそうですし、今の基幹型の話もそうで、別に精神障害のことだけでなく、もっと全体に掛かるはずのことなので、この文言で(2)が1つ成果目標というものになっているということがずっと私は違和感があって、ここははっきりとやはり、精神障害のとか、精神科病院からの地域移行という成果目標にすべきではないかと思うのですよ。この「地域包括ケアシステムの構築」ということを全然何も説明されずに、この言葉だけが出てきていて、設置しますというだけだと、本当に計画として実のあるものではないような気がしますので、(2)のこの文言に関しては、ぜひ成果目標の表題そのものを再考することをしていただきたいというふうに思っています。

■委員

今のお話でいうと、精神保健福祉法の改正が通る前に国会が解散してしまい、これ自体がなくなる可能性もあるかもしれませんので、今、おっしゃった点は重要だと思っていて、それで提案なのですけども、この精神とそれから地域生活支援拠点とそれから基幹型の相談支援センターをひとまとめにして何かそういう地域のそういう包括的なものとして(2)にして、そういう大きなタイトルをつけて①基幹型②地域生活支援拠点③精神、という括りにすると、(3)は一般就労で続いていくので、そうい

う方が、流れがいいのかもしれませんが、もしかしたら①も含めて、大きなタイトルにしてしまってもいいかもしれないと思いました。

■会長

(1)のそもそも福祉施設入所者の地域生活への移行のところで、「福祉施設入所者等」を入れて、長期入院者を含めたらどうかというのが、私の提案ですが、いかがでしょうか。国の基本指針について、たしか長期入院者の地域移行者の計算の仕方とか出ていたような気がするのですけど。

■委員

計算式は出ているのですけれども、計算を式に当てはめる元の患者調査の数字というのは、まだ国から提示されていないということですね。府中市民は何年度の時点でこれぐらいというのが。

■会長

それは前回の会議でおっしゃっていた話ですか。

■委員

そうですね。東京都全体の数字はそれが掲示されて、東京都が計算をしたものが出ているのですが。

■会長

前回、委員が単純な人口割合で按分した仮の数字をお示しいただいたけれども、あれは載せられないということですね。データを載せたいけど、載せられないという状況なのですね。わかりました。それで、(2)の地域包括ケアシステムなのでも、これは介護保険法等の一部改正で地域包括ケアシステムが高齢者だけのものではなく、障害者等他の人にも対応するというふうにもうなってしまったのですね。それのおそらく1つの旗頭みたいな形で、精神障害にも対応したというのを、厚生労働省の精神保健福祉課が頑張ってお出したのではないかと。精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムとは何かとなったときに、それは地域、協議会でやってくださいと。でも、おそらく最初の考え方としたら、やはり精神で、ごく軽い方というのはちょっとした住民の手助けがあったら一人暮らし出来るのだらうというようなことに、馴染みやすいのかなというところもあってのことなのかなと想像をしたのですけど。認知症の一人暮らしとこの同じような考え方のところでというふうな意味合いかなと思いました。これはこれで、協議会の場を設置することを目指すこと自体、悪いことではないと思うので、それはそのままでもいいのかなと。いかがでしょうか。

■委員

その精神の方の地域移行の何かを別に出していただけるならそれでも良いかと思うのですが、この文言になってしまって、実際に国から数も出ないから、数もわからないからということで数も書けなくなると、精神の地域移行のことを成果目標の中で全く触れられないということに現状なっているのではないですか。というのがおかしいと思うので、そこを考えてもらえれば。もちろん、このこと自体、設置すること自体は目標としてはぜひあった方がいいと思いますので、精神の地域移行のことがなくなってしまうということを危惧しています。

■会長

これは、東京都から数字が出てきていないからなので、出てくれば計算式もあるので出せるのですよね。

■事務局

先ほどのスケジュールとは触れていなかったのですが、11月6日に東京都とのヒアリングがありますので、東京都の考えもお聞きできるものと見ています。ただ、まだ、それがはっきり示されていない中、府中市ではこのままパブリックコメント手続きに入っていくのですが、議会からの意見等を反映させて、パブリックコメント手続き後、この協議会の中では、少し違った形で何らかのものが見せられるのかと思います。

■会長

確かに、国としてもとても力を入れている長期入院者の地域移行のところなので、何かしら触れるというところは意識していただければとは思っております。その他、ございますか。

(発言者なし)

それでは、その他、事務局からお願いいたします。

■事務局

(※ 事務連絡)

■会長

それでは本日はお忙しい中、ありがとうございました。お疲れ様でした。